

書評

中澤 信幸 著

# 『中近世日本における韻書受容の研究』

村井 宏 栄

## 一、本書の構成と概要

本書は、著者が一九九九年から二〇〇八年の間に発表した論考を元に再構成されたものである。主たる構成は次のとおりである。

凡例

序章 日本における韻書受容史

第一章 中世の法華經字音学における韻書受容の実

態

第二章 法華經字音学における『古今韻会挙要』の受容について

第三章 法華經字音学における伝統音と韻書の実

第四章 法華經字音学における『韻鏡』の扱いにつ

いて

第五章 日遠の声調と清濁卓立表示について

第六章 日遠『法華經随音句』における「呉音」「漢

音」

第七章 「転図字書」の発生と盛典——『韻鏡』研究における理論と実用——

第八章 『磨光韻鏡』と『磨光韻鏡字庫』

第九章 近世に流布した『広韻』について——「沢

存堂本」流布の時期を探る——

第十章 なぜ『古今韻会挙要』は近世後期になって

使われなくなったか

既発表論文との関係／引用文献／あとがき／索引

序章は日本における韻書受容の歴史を概説的に述べ、第一章は近世の前段階として、中世の天台僧心空（一三一

一九〜一四〇一）撰『法華經音義』を取り上げ、その韻学基盤について論じる。

第二章以降は近世を対象とする。まず第二章では、日遠『法華經随音句』（一六二〇成立、一六四三刊）にお

ける『古今韻会挙要』の引用実態を、快倫『法華經文字声韻音訓篇集』（一六〇八成立、一六一三刊）の場合と

比較しながら示す。著者が特に注目するのは、日遠の『古今韻会挙要』への優先的引用態度とそれによる字音の改変である。第三・四章は前章で取り上げた『法華経随音句』について、それぞれ伝統的な法華経誦音を改変した理由を(第三章)、また『韻鏡』の取り扱い方を(第四章)探る。第五・六章では同じく『法華経随音句』について、その声調及び清濁の表示を論じ(第五章)、また「呉音」「漢音」の認識と定め方を、文雄『磨光韻鏡』(一七四四刊)と比較しながら述べる(第六章)。

第七・八章は『韻鏡』研究史に関連する。第七章では盛典(一六六三?)の著作において、反切及び掲出字の出典基盤が『韻鏡易解』・『新增韻鏡易解大全』では主として『広韻』であるのに対し、『韻鏡字子列位』では『古今韻会挙要』であることを指摘する。この関係は第八章で述べられる文雄(一七〇〇)一七六三『磨光韻鏡』と『磨光韻鏡字庫』の関係と並行的であり、著者は『韻鏡』研究史における「理論と実用」と定位する。

第九・十章は『広韻』受容の変遷についての考察である。『広韻』は簡本流布ののち、繁本(沢存堂本)が刊行されたことで韻書としての評価が高まり、結果として『古今韻会挙要』は前代までの代表的韻書の座を取って代わられたと述べる。

## 二、『古今韻会挙要』の優先と重用

『古今韻会挙要』は元代の一二九七年、熊忠によって編纂された韻書である。日本にもたらされた時期は明確でないが、本書第二章で述べられるように、日本での刊行として五山版、古活字版、江戸初期整版本が存することから、長きに亘って受容され続けたことが想像される。同書は抄物に引用され、近世法華経字音字他、多くの学問の場で活用されてきた。

しかし、近世漢字音研究において同書がいかに撰取されていったかについては、常に注目されてきたとは言いがたい。このことは、本書の言うとおり、近世『韻鏡』研究史において、韻図『韻鏡』とセットで使われるものとして韻書『広韻』が徐々に重用されていくことと無関係ではないのであろう。『古今韻会挙要』は、韻書受容における中心的存在ではなくなっていく。著者は、従前の日本語研究史において看過されてきたと言ってよい『古今韻会挙要』の受容について、日遠、快倫、盛典、文雄といった近世字音研究者の著作を解析することで丹念に描き出し、同書が近世漢字音研究にいかに関与するかについて力強く解き明かしている。

本書の最大の特徴は、資料における全体的用例数及び個別事例の調査のみに終始することなく、なぜその資料

が重用されたのかという理由を追究する点にある。事実の指摘に留まらず、背景にある状況や要因を考慮に入れて実態のあり方を追究する姿勢は本書の大きな美点であり、当該の分野のみならず、日本語史学全般に亘って益するところが大きい。

ただ、『古今韻会举要』への優先態度を重視する視点のせいか、評者には『古今韻会举要』以外の引用状況がわかりにくい場合があった。既に佐々木勇(二〇一四)の指摘にもあるが、『法華経随音句』における被引用回数、『古今韻会举要』以外にも仏教書がその多くを占める。著者によると、『古今韻会举要』の引用回数一〇五例に対し、たとえば「中国の仏教書」たる『法華経文句記箋難』は、字音の議論上での引用例が一二〇例を数えるという(第二章注四、第四章注五)。「古今韻会举要」以上の引用例数を誇る文献がある中で、他の文献の扱いはどのようになっているのか、知りたいところである。

『古今韻会举要』引用の一例として、本書にも引用される「逮」字についての記述を左に示す。

○逮(平濁) 得己利<sup>×</sup>・逮・濁音也・玄心音義云・徒(平濁) 戴反<sup>△</sup>云云・徒是濁音也・韻会亦為

微濁音・高麗音訓云・音代・又新集藏経音義・

〈可誤撰〉人持経一・亦逮・〈代音〉・無行経云

徒愛切爾者一部内逮字皆可<sup>レ</sup>准<sup>レ</sup>之歟(上三才八) 右の例について、著者は「日遠は『韻会举要』に従ってより積極的に濁音に改変している」(五七頁)とする。しかし、評者には次のように解釈できるように思う。

「逮得己利」について、「逮」は濁音である。玄心『一切経音義』言わく「徒戴反」であり、「徒」は濁音である。『古今韻会举要』でもまた「微濁音」である。『高麗音訓』言わく「音代」、また可誤撰『新集藏経音義』人持経ではまた「逮」は「代音」、無行経言わく「徒愛切」である。このようなものは一例であり、「逮」字はみなこれになぞらえるべきか。玄心『一切経音義』他、『古今韻会举要』以外にも濁音の根拠は挙げられており、少なくとも『古今韻会举要』のみによって清濁を改変しているとは思えない。全体における『古今韻会举要』の引用回数のみならず、一議論内における他文献との相互関係についても、更なる検討を期待したい。

### 三、「改変」の実態について

前節からもわかるとおり、本書を貫くキーワードの一つとして、字音の「改変」がある。

第三章、日遠『法華経随音句』における「伝統的な法

華経読誦音」の改変について、多くが韻書の記述によって字音を改変されたものの、一部に改変されなかった字音も存在するという。改変しなかった理由について著者は、「当時（江戸時代初頭）は中国の韻書をもってしても改めることができない伝統音の權威があったと考えるのが妥当であろう」（七一頁）とするが、「伝統音の權威」とはいかなるもので、どのような場合・字音にそれが働くのかについては判然としない。

第五章で述べられる声調の改変の問題についても、結論として、「②日遠は『随音句』本文において伝統的な華経読誦音の清濁を問題にする際、声調の方はあえて伝統音のものを示すことで清濁卓立を行っている場合がある」（一一四頁、傍線評者、以下同）、「日遠は一部で純粹に清濁を示すために、あえて伝統音の声調に従っている場合がある。」（一一五頁）とする。「あえて」の言により、日遠が意識的に伝統音を残存させたことを意図するのである。佐々木（二〇一四）の指摘にもあるが、伝統音に一致するにせよしないにせよ、声点は差されているわけであるから、清濁のみを表示していることにはならない。そこに意識的なものを読み取れるかどうかは、評者にはいまいち理解しづらい。「字音を改変する」という行為への更なる解釈を待ちたい。

#### 四、転図字書における「実用」

第七章において、著者は盛典『韻鏡易解』・『新增韻鏡易解大全』と『韻鏡字子列位』では、掲出字の基盤がそれぞれ『広韻』と『古今韻会举要』であって異なるということを明らかにしている。この関係性をさらに推し進め、著者は『韻鏡』研究史における「理論と実用」をめぐって大田嘉方―盛典―文雄の系譜を見出す。具体例を裏証的に検証した結果が日本語学史に位置付けられており、非常に興味深い。

ただ、この論の過程で頻出する「実用」とはいかなるものか、より詳細な説明が望まれる。前述のとおり、『韻鏡字子列位』が『古今韻会举要』を典拠にしたとしても、著者の言う両文献の「実用」は同質とは言いがたいはずである。著者は、『韻鏡易解』を盛典の韻学理論書とし、一方で『韻鏡字子列位』を実用書と位置付ける。『古今韻会举要』は七音清濁を反切とともに明示し、掲出字ごとに各種出典が記載されることから「字書としても実用的」（一五六頁）であり、他方、『韻鏡字子列位』は、「多分に実用を目的として編纂されたものである。そこでは韻目の数はあまり関係なく、むしろ字書としての性格が重要になる」（一六四頁）という。「実用」が重要であるならば、なぜ韻目数が合わなくとも良しという

ことになるのか、『韻鏡字子列位』はどのような「実用」の場で使われたものなのか、より具体的に知りたい。

続く第八章においても、前章における盛典著作と同様、『磨光韻鏡』では『広韻』が、『磨光韻鏡字庫』では『古今韻会举要』が用いられたとされる。第九・十章で詳述

されるように、韻書としての評価が『古今韻会举要』から『広韻』へと移行してゆく中で、『広韻』を重用しているはずの文雄が『磨光韻鏡字庫』編纂に際してなぜ『古今韻会举要』を主典拠としたのか、疑問が持たれる。著者は、①『広韻』では頭子音や清濁が明示されていないので扱いにくい、②『古今韻会举要』は『五音集韻』

に比べて注文情報量が豊富ではない、との理由から『古今韻会举要』を引用元とするに至ったと述べるが、文雄は、契沖のように『古今韻会举要』を注釈に用いるわけではない。ただ注文が豊富というだけで三十六字母順に配列された『五音集韻』ではなく『古今韻会举要』を用いたというのは、説得力としてより一層の強化が望まれる。掲出字一字に対しての『磨光韻鏡字庫』の和訓はそう多くはない。一語の和訓化のみであれば、豊富な（豊富すぎる）漢文注釈は、却って邪魔になる場合もある。『五音集韻』は、『古今韻会举要』よりも成立が古く（一二〇八年成か）、ほとんどの反切・義注が『広韻』から

引かれているという（頼惟勤一九九六）。「転図字書」作成において各者が『古今韻会举要』を用いた更なる理由や、『五音集韻』では権威化に不足であったり信頼に欠けるなどの理由があるのかどうか、より詳しく知りたい。

## 五、『広韻』の優先と文献カテゴリーの問題

第九・十章では、韻書受容の潮流が『古今韻会举要』から『広韻』に移り変わってゆく様が丹念に描き出される。契機となるのは第九章で述べられるように中国での沢存堂本『広韻』の刊行（一七〇四年）であり、以後、文雄は『韻鏡』研究において『広韻』を優先的にとらえ、宣長に至って漢字音研究は完全に『韻鏡』中心となり、二〇六韻を有する『広韻』が韻書の代表格になったと著者は言う。

確かに、宣長は『漢字三音考』において、「今ノ唐音ハ古ノ唐音ニ非ズ。代々ヲ経テ訛外レル者也」（『本居宣長全集』第五卷、四一〇頁）とし、中国語音の変遷については左のように論断する。

姑ク唐マデヲバ正トシテ。其後ヲ云ニ。宋ヨリヤ、古ニ違ヘル事見エテ。元ヲ経。明ニ至リテ大ニ訛外レリ。サレバ諸字ノ音此モ彼モ悉ク訛リツレバ。何レヲ準トシテ古ト今トノ同異ヲ徴スベキ由ナケレバ。

其訛舛ヲ自覺エズ。是故ニイカホド韻図詳明ニ。呼法精嚴ナリトイヘドモ。タゞ訛音ニ依テ訛音ヲ正スナレバ。何ノ益モナキイタツラゴトナリ。

『漢字三音考』「今ノ唐音ノ事」

『本居宣長全集』第五卷、四一〇頁

時代の変遷とともに変化した中国語音を、宣長は「訛」と切り捨てる。

契沖『和字正濫鈔』においても、『古今韻会举要』は異民族の書として、左のように低く評価されている。

中華は晩末に至りて○天下を半は金人に奪はれ○終に蒙古のために全く奪はれて○元朝となりぬれば○北狄の音に變じて○わろく成たるにや、韻会字彙等を見るに○玉篇などの音にたがひて○某切、音某とあるに○切と音と叶はぬ事おほし、然は某切といへるより、音の訛たる事あるへし

『和字正濫鈔』卷一・一六〇

『契沖全集』第一〇卷、一一一頁

このような発想が宣長と契沖とで共有されるならば、『古今韻会举要』を放擲して『広韻』を重用する態度も必然の流れと言えよう。著者は、「『字音仮字用格』において『韻会举要』の名は見られない。宣長にとつて一〇七韻の『韻会举要』は「後世の誤った韻書」であり、

利用価値はないのである」(二三五頁)としている。ただし、著者は特に触れないが、宣長は韻目数について次のようにも述べている。

凡テ後世トテモ。分韻ハ定マレル事ナシ。其數或ハ二百六。或ハ一百七。或ハ一百六十。或ハ七十六ナドサマムニテ。其定ムル人ノ心々ナリ。サレバ韻ハモトヨリサダカニ分レタルモノニ非レバ。古人ノヒロク用ヒタルコトウベナリ。

『漢字三音考』「唐国音韻ノ事」

『本居宣長全集』第五卷、四一四頁  
韻目の数は二〇六、あるいは一〇七、あるいは一六〇、あるいは七六など様々であつて、元來定まったものではなかつたという。宣長が『古今韻会举要』を優先的に用いないのは、一〇七韻であるからというよりも、成立年の新しさが「訛」とされたからなのである。

また、『字音仮字用格』に「韻書多シトイヘドモ、簡ニシテシカモ詳ニ、且サトリヤスキコト韻鏡ニ及モノナシ」(『本居宣長全集』第五卷、三三八頁)との記述から、著者は「宣長は韻書を『韻鏡』ほどには評価していないことがわかる」(二三四頁)とする。著者は韻書と『韻鏡』を対立的なものにとらえているように思える。しかし、宣長自身がどのように考えていたかどうかは慎

重に判断する必要がある。ここにいう「韻書」は、「韻を調べるための書」程度の意味合いの可能性もあり、韻図である『韻鏡』も含み得ると評者は感じる。

同様に、『漢字三音考』に「今ノ唐音ハ玉篇広韻等ノ古韻書ノ反切ニ合ハズ。韻鏡ナドヲ以テ律スニモ。横呼多クタガヘリ」(『本居宣長全集』第五卷、四一一頁)とあることによって、著者は「韻書の中でも特に『広韻』の名が記されている。…(略)…宣長に至って韻書イコール『広韻』という図式が成り立ったと見ることができ(二一二頁)とも指摘する。しかし、評者には『玉篇』も宣長の言う「韻書」のカテゴリ内に収まり得ると感じられる。現代の学問的定義での「韻書」と、宣長の言う「韻書」の意味するところが全同であるという保証はない。そもそも、現代の学問的カテゴリにいう「韻書」であろうが「字書」であろうが、ともに字音情報は(多くの場合)得ることができ。韻書とは文献の構造が分類配列的に韻を基準にするものを指し、一方字書とは部首分類のものを指すとしても、字書において字音情報が掲載されないわけではない。右の記述のみからは、「韻書イコール『広韻』」という図式は評者には読み取れない。

## 六、心空『法華経音義』における『玉篇』の受容

なお、第一章では近世以前の韻書受容の問題として、心空『法華経音義』における『広韻』『玉篇』受容の状況が述べられる。結論として著者は、「『広韻』『玉篇』は韻学理論の中で利用はしたが、『三内音義』『篇立音義』では必ずしも生かされたわけではなかった」(四二頁)、「心空は韻学の説明の中で『広韻』に、また字体論の中で『玉篇』に言及していることが明らかになった。しかしこれらは理論の中での話であり、心空が実際に法華経に出てくる漢字の音・訓を表すために『広韻』『玉篇』を利用した形跡は見られない」(四二頁)と述べている。心空の『法華経音義』は、巻上にいわゆる三内音義、巻下には部首分類からなるいわゆる篇立音義が配置され、他に、両巻とも韻学に関わる項目が論述される。第一章はこの韻学に関わる論述項目を検討したものであるが、一書において、論述部分で『広韻』『玉篇』の両文献を引用しながら、いわゆる辞書的部分(三内音義・篇立音義)では影響がない、というのは評者には理解しづらい。下巻冒頭、篇立音義には一九四部首(第一九四の雑部を含む)の目録というべき「第二篇目類聚」が添えられており(下一〇二ウ)、ここには部首一覧とともに、次のように各部首字の反切が記されている。

女<sup>一</sup> 水<sup>二</sup> 草<sup>三</sup> 糸<sup>四</sup> 广<sup>五</sup> ……(略) ……(下一オ三)

第一部首「女」の反切は「尼與」、第二部首「水」の反切は「尸癸」、…という形で各部首字の字音を示す。この反切の多くは『玉篇』での反切に一致する。<sup>(注1)</sup>なお、末尾の第一九四「雜」を除く計一九三部首はすべて『玉篇』でも部首立てされている。

前に示した部首目録冒頭のうち、「女・水・草・广」の反切は『玉篇』反切と一致し、「糸」の「士狄」は、『玉篇』反切では「亡狄」となっている。「士」と「亡」は字形が近似することから、「士狄」は「亡狄」の誤写である可能性がうかがわれる。第一九四「雜」を除く一九三字について、評者が『玉篇』反切との一致を確認したところ、次のような結果となった。なお、「糸」に対する「士狄」と「亡狄」のような関係のものは「反切二字のうち一字は一致―別の一字は字形近似」に含めた。

(表) 心空『法華経音義』篇立音義の部首字反切における

『玉篇』反切との一致

反切二字のうち 一字は一致	別の一字は字形近似	別の一字は字形近似せず	反切両字とも一致せず	計	
				用例数	割合(%)
				一九四	一〇〇・〇
				二	一・〇
				五	二・六
				一八	九・三
				一六九	八七・一

これを見て明らかのように、『法華経音義』の部首字反切は、『玉篇』反切との一致率が高い。すなわち、「反切両字とも一致」と「反切二字のうち一字は一致―別の一字は字形近似」を合わせると九六・四%となり、完全に一致するものと、誤写の疑われるものとで全体がほぼ占められると言えよう。著者は、「ただし心空が字音を表すのに『広韻』の韻目を、部首分類するのに『玉篇』の篇目を参考にしていただけ可能性はあると言って良いだろう」(四二頁)とも述べるが、部首目録といってよい「第二篇目類聚」に『玉篇』の反切が引用されているとしたならば、部首立ての基盤は『玉篇』に倣っている可能性がある。かかる状況とともに、心空『法華経音義』全体に亘って『玉篇』からの影響がいかに見られるのか、著者の更なる考究を待ちたい。

### 七、結びにかえて

以上、本書の達成と評者なりの疑問に触れつつ、論評を試みた。本書評の担当を喜びつつ、評者の誤解や理解不足による妄言、不適切な指摘については著者及び読者諸賢にあらかじめご寛恕願いたい。本書によって、漢字音研究および韻書研究が着実に前進した意義は大きい。実態の奥にある、「理由」を追究する研究姿勢は広く日



本語史研究者に益するものと確信する。なお、本書の書評としては既に佐々木勇氏によるものが『日本語の研究』誌上に発表されている。併せて参照されたい。

注

- (1) 築島裕(一九六七)は「この反切は、九条家本・保延本及び玉篇などとも合はず、その由来は未詳である」としている。『玉篇』には原本系玉篇、『篆隸万象名義』、大広益会玉篇といった諸本が存するが、本稿では諸本の問題を措き、大広益会玉篇(宋本)を用いる。使用テキストは『大広益会玉篇』(中華書局、一九八七)である。なお、下巻「異体相似字」においても、「法滄」(下二三ウ六)のように、互いに字形の近似する字のセットに対して、それぞれ反切が注記される。詳細は割愛するが、この反切も『玉篇』に一致するものが多いものの、「第二篇目類聚」より一致率は低いようである。
- (2) ただし、このうち部首番号五五「華」は「華」の誤り、部首番号一〇九「王」は「王」の誤りと見なす。また部首「番号三」「草」は「艸」として一致を確認した。なお、反切が二種類注記されるものが一例存在するため、用例数の合計は一九四となっている。
- (3) 『玉篇』においても部首目録において部首字反切は添え

られる。

引用文献

- 佐々木勇(二〇一四)〔書評〕中澤信幸著『中近世日本における韻書受容の研究』(『日本語の研究』一〇一三)
- 築島 裕(一九六七) 法華経音義について(『本邦辞書史論叢』三省堂)
- 頼 惟勤(一九九六)『中国古典を読むために―中国語学史講義―』大修館書店

二〇一三年九月二十五日刊、おうふう、A5判、二五六頁、

二二、〇〇〇円＋税

(むらい・ひろえ／椋山女学園大学)